

白老町耐震改修促進計画

令和5年10月

目 次

1 計画の目的等

(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画の期間	3

2 白老町の概況

(1) 白老町の地形と地盤	4
(2) 白老町におけるこれまでの地震被害	5

3 地震の想定と地震動評価

(1) 想定地震	7
(2) 想定地震による被害想定	8

4 住宅・建築物の耐震化の状況

(1) 住宅・建築物の状況	11
(2) 住宅・耐震化目標	14
(3) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進	15

5 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

(1) 耐震化促進に向けた各主体の役割	15
(2) 耐震化に向けた施策の基本的方向	16

6 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

(1) 住宅・建築物の地震に対する 安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	17
(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	20
(3) 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	28

7 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- (1) 耐震改修促進法に基づく指導等 29
- (2) 建築基準法に基づく勧告又は命令 29

8 計画の推進に関する事項

- (1) 北海道耐震改修促進計画 31
- (2) 市町村及び関係団体との連携 31
- (3) 白老町の計画推進体制 31

1 計画の目的等

(1) 計画の背景

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、地震により6,434人の尊い生命が奪われました。特に注目すべきは、地震発生直後の犠牲者の8割以上が住宅や建築物の倒壊等に起因するものであったことから、同年10月に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号。以下「耐震改修促進法」という。）」が制定されました。

その後、平成18年に耐震改修促進法を改正し、国の基本方針に基づき、都道府県が当該区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めることが義務付けられ、北海道では、同年12月に計画期間を10箇年とする「北海道耐震改修促進計画」を策定し、平成28年5月、令和3年4月に計画を見直しています。

近年においては、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しており、北海道においても平成30年9月に発生した胆振東部地震では、最大震度7を観測するなど、これまで経験したことがない災害に見舞われ、今後も高い確率で発生が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されています。

こうした状況を踏まえ、引き続き地震による被害の軽減を図り、町民の方々の安全で安心な生活を確保するため、町内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「白老町耐震改修促進計画」を見直すものです。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。



災害からの脆弱性を軽減する。



災害による被災者数等を大幅に削減する。



自然災害に対する強靱性等を強化する。

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むもの。

(2) 計画の目的

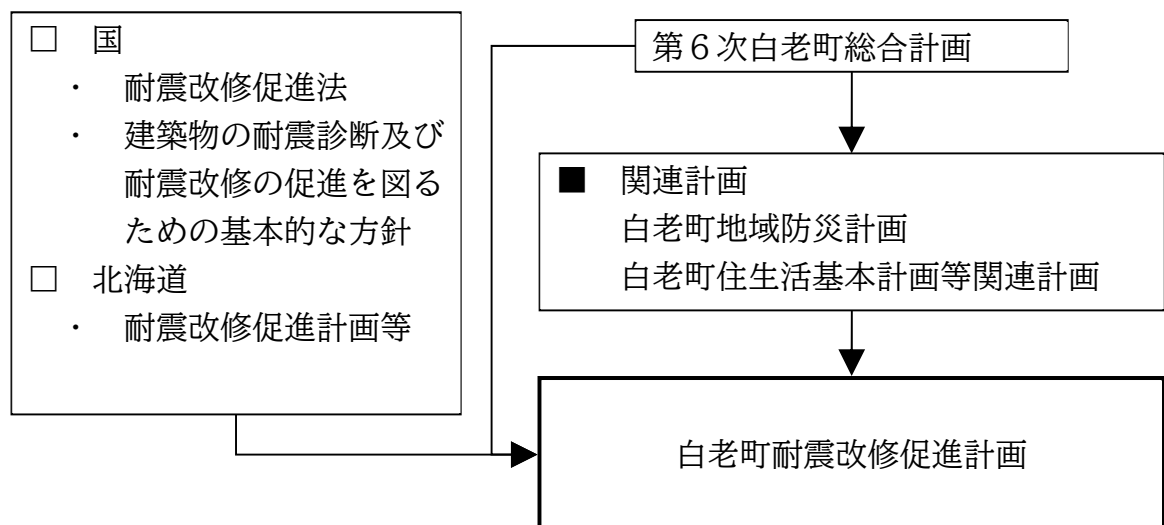
白老町は、過去5回の地震（十勝沖地震や釧路沖地震、胆振東部地震等）により、町民、住宅等建物や財産に大きな被害を受けました。

白老町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、北海道耐震改修促進計画を基にしながら将来発生すると予想される大地震が発生した場合、建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・身体・財産の被害を未然に防止し、だれもが安心して暮らし、いきいきと活動できるまちづくりを進めるために、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的として策定します。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき定め、耐震改修促進法その他、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（令和3年12月21日国土交通省告示第1537号）」や「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月 北海道）」を踏まえるとともに、白老町総合計画等との整合を図りつつ定めます。

図1－1 計画の位置付け



【建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項】

市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合性を図るため、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

今後、国などから、住宅や建築物の耐震化に係る新たな知見や対策内容などが示された場合や、社会情勢等が大きな変化をするなど本計画の見直しの必要性が高まった場合には、これらに基づき、適宜、本計画を見直していくこととします。

2 白老町の概況

(1) 白老町の地形と地盤

白老町は東経 141 度 25 分 38 秒、北緯 42 度 42 分 59 秒、東西 28 km 余、南北 26 km 余、総面積 425.64K m²で南は太平洋に面し、東は苫小牧市、西は登別市と接し、北は千歳市、伊達市（旧大滝村）と相對しています。

地勢は西北部に連なる加車、オロフレ、ホロホロ、白老、多峰古峰、樽前の各山々の裾を引く尾根による山岳形態をなし、その面積は 2,300ha となり全面積の 54% を占めており、前記各山に源を発する河川は白老川をはじめ、中小河川は実に 13 本あります。また、これら流域に平坦地が展開しており、その土質は表層 1.0~15 cm が腐植土の外は粗粒火山灰の厚層となり通気水性は良好であります。平坦地に約 4 分の 1 を占めるウトカンベツ川、白老川、ブーベツ川、ウヨロ川、敷生川流域の白老、石山、萩野 3 地域は排水不良のため湿地帯となっており、当該地域の表面表土は泥炭層となっています。

白老町の地形を概観すると 3 地形区に大別されます。1 は隆起台地とでもいわれる地域で段丘面の発達が良い丘陵地形であります。この地形は海岸から山側に向かって漸次高度をなして、最高約 500m に及んでいます。2 は樽前火山の裾野で、北東部を占め、なだらかな斜面をもち、北から南、又は西に向かって緩く傾斜し典型的裾野となっています。3 は河川、海岸に広がる沖積地で、河川の沿岸に広がる低地、及び海岸平野をなす地形であります。

白老地域は火山灰地帯で火山性土壌が農業にとって不利であったことが分かります。白老川中流の標高 50~100m のほぼ平坦な段丘地に分布する土壌を見ると表土は主として有珠火山灰で、下層が凝灰岩を主とする河成洪積土、植壤土で大部分草地として利用され、畑作の面積は少ないです。

低地の土壌としては、白老から萩野にわたる海岸沿いの低地と、白老川及び支流、敷生川・飛生川流域に分布する低地の土壌を見ると、前者は火山灰の表土が厚く潮風が強い所で、山林のほか一部放牧地、畑作に利用されています。後者も火山灰が主体をなし、下層は凝灰岩を主材とする沖積土で、牧草地や放牧地として利用され、一部畑も見られます。次に、大部分が牧草地に利用されている一帯として、敷生川、その他小河川の流域があり、砂壤土、下層が礫土で特徴づけられています。萩野の標高 5 m 内外の低湿地の分布する所は、泥炭土壌で、地表に滞水する所が多いです。

白老地域は、後志火山群の東縁部に位置し、北東に樽前火山・支笏湖を、西に倶多楽火山や倶多楽カルデラがあり、登別温泉・室蘭岳火山へと続いています。この一帯は、温泉、火山、カルデラ湖と段丘地形とあいまって支笏洞爺国定公園に包含されています。

白老地域の地層は、これらの火山の中でも有珠火山・倶多楽火山・樽前火山の噴火による降下物からの火山噴出物質や段丘堆積物層など、いわゆる洪積層からなっています。

(2) 白老におけるこれまでの地震被害

近年、白老町内に被害を及ぼした主な地震は、表 2－1 のとおりとなっています。
平成 30 年の胆振東部地震では、最大の被害を受けております。

表 2－1 白老における近年の地震被害

地震名 発生年月日 発生時刻	震央	地震規模 (マグニ チュード)	被 害
十勝沖地震 昭和 27 (1952) 年 3 月 4 日 10 時 23 分	十勝沖	8.1	被害あり (内容不詳)
十勝沖地震 昭和 43 (1968) 年 5 月 16 日 9 時 48 分	十勝沖	7.3	人的被害 けが人 7 人 住宅被害 一部破損 7 棟 非住家被害 半壊 2 棟 農業被害 1 件 土木被害 道路 9 件、橋 1 件 その他 3 件 水産被害 1 件 林業被害 林地 4 件 林道 3 件商工被害 148 件 文教被害 9 件 その他被害 4 件 被害総額 97,205 千円
浦河沖地震 昭和 57 (1982) 年 3 月 21 日 11 時 32 分	浦河沖	7.1	土木被害 道路 11 件 海岸防潮堤倒壊 2 件 その他被害 31 件 被害総額 14,171 千円
十勝沖地震 平成 15 (2003) 年 (本震) 9 月 26 日 4 時 50 分頃 (最大余震) 9 月 26 日 6 時 8 分頃	釧路沖 十勝沖	8.0 7.1	人的被害 重傷 1 人、軽傷 1 人 住宅被害 一部破損 3 棟 土木被害 道路 1 件、港湾 1 件 林業被害 3 件 衛生被害 14 件 商工被害 18 件 その他被害 1 件 被害総額 80,143 千円

地震名 発生年月日 発生時刻	震央	地震規模 (マグニ チュード)	被 害
東北地方太平洋沖地震 平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 14 時 46 分	宮城県 沖	9.0	津波警報発令 白老港潮位 180 c m 避難勧告発令 10 避難所 最大 644 人避難 水産被害 2 件 文教施設被害 1 件 被害総額 9,881 千円
石狩地方南部地震 平成 26 (2014) 年 7 月 8 日 18 時 5 分頃	石狩地 方南部	8.0 7.1	人的被害 軽傷 2 人 商工被害 3 件 文教施設被害 3 件 社会教育被害 4 件 総被害額 6,005 千円
北海道胆振東部地震 平成 30 (2018) 年 9 月 6 日 3 時 7 分	胆振 東部	6.7	住宅被害 4 件 公共施設被害 14 件 土木被害 1 件 水道管漏水 2 件 農業被害 4 件 商工業被害 51 件 総被害額 309,962 千円

3 地震の想定と地震動評価

(1) 想定地震

本計画では、「北海道地域防災計画」に基づき、30の地震を想定します。

図3-1 北海道地域防災計画の想定地震の位置

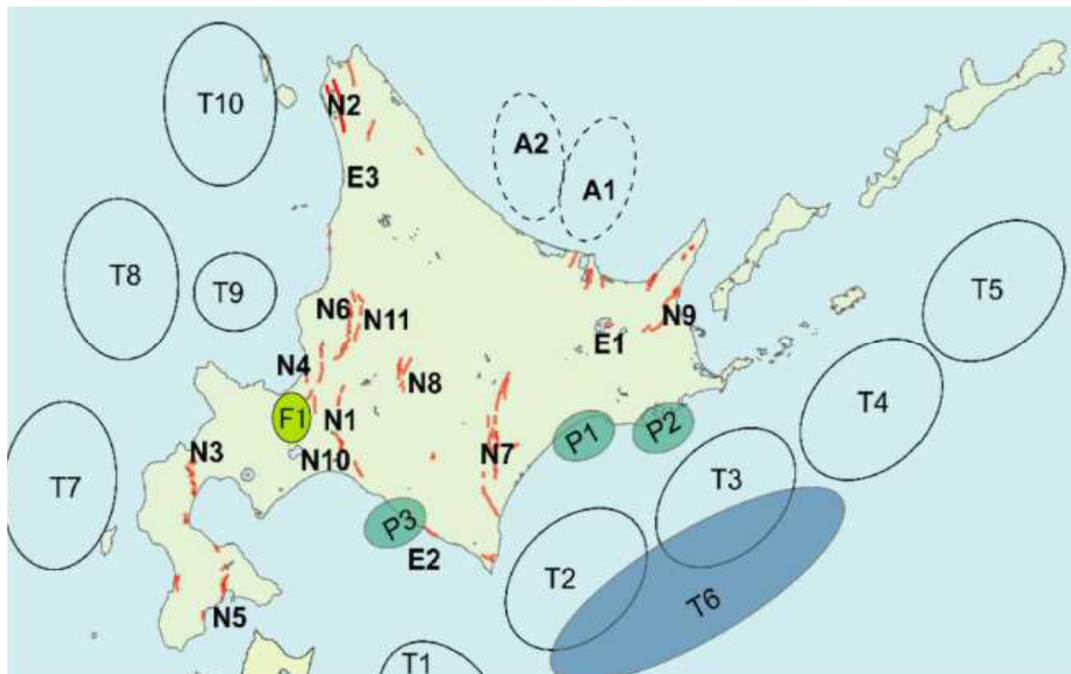


表3-1 想定地震の一覧表

海溝型地震			内陸型地震					
千島海溝／日本海溝	T 1	三陸沖北部	活断層帯	N 1	石狩低地東縁主部	活断層帯	N 9	標津
	T 2	十勝沖			主部北側		N10	石狩低地東縁南部
	T 3	根室沖			主部南側		N11	沼田一砂川付近
	T 4	色丹島沖		N 2	サロベツ	伏在断層	F 1	札幌市直下
	T 5	択捉島沖		N 3	黒松内低地			
	T 6	500年間隔地震		N 4	当別			
日本海東縁部	T 7	北海道南西沖		N 5	函館平野西縁	既往の内陸地震	E 1	弟子屈地域
	T 8	積丹半島沖		N 6	増毛山地東縁		E 2	浦河周辺
	T 9	留萌沖		N 7	十勝平野		E 3	道北地域
	T10	北海道北西沖			主部			
プレート内	P 1	釧路直下		N 8	光地園	オホーツク海	A 1	網走沖
	P 2	厚岸直下			富良野			
	P 3	日高西部			西部		A 2	紋別沖
				東部				

(2) 想定地震による被害想定

北海道では、「北海道地域防災計画」の想定地震に基づき、白老町の地震に係る被害想定調査を実施しており、被害想定結果は以下のとおりとなっています。

図3－2 被害想定の対象地震と断層位置

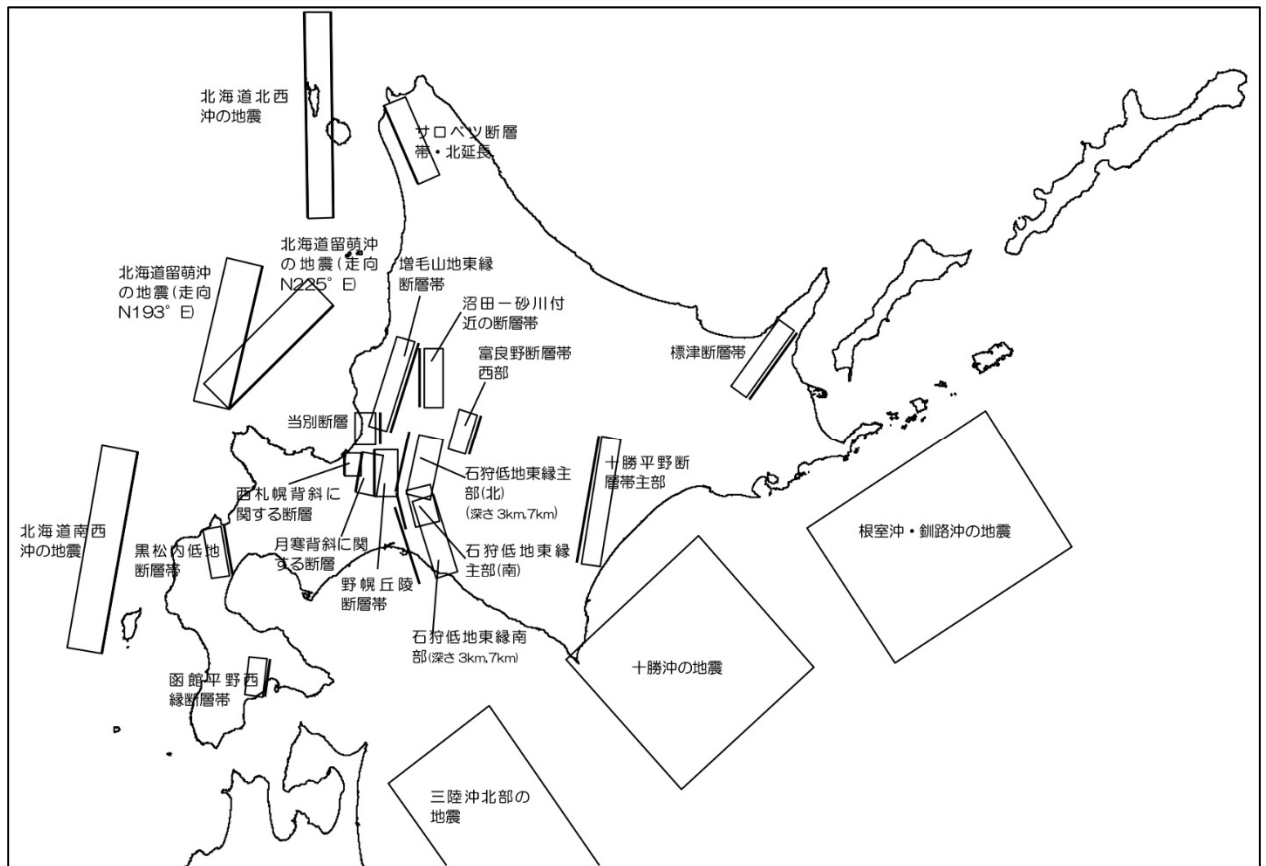


表3－2 想定地震の最大震度

地震名	震度	揺れによる建物被害		揺れによる人的被害		
		全壊棟数	半壊棟数	死者数	重傷者数	軽傷者数
十勝平野断層帯 主部	4.9	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.8	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.7	0棟	0棟	0人	0人	0人
富良野断層帯 西部	4.6	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.8	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.8	0棟	0棟	0人	0人	0人
増毛山地東縁断層帯	4.6	0棟	0棟	0人	0人	0人
	5.2	1棟未満	1棟未満	1人未満	1人未満	1人未満
	4.6	0棟	0棟	0人	0人	0人
	5.3	1棟未満	3棟	1人未満	1人未満	1人未満
	5	0棟	0棟	0人	0人	0人
	5.4	1棟未満	8棟	1人未満	1人未満	1人
沼田－砂川付近の断層帯	4.6	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.9	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.8	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.9	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.6	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.9	0棟	0棟	0人	0人	0人
当別断層帯	4.8	0棟	0棟	0人	0人	0人
	4.7	0棟	0棟	0人	0人	0人
石狩低地東縁断層帯 主部(北)・深さ7km	5.3	1棟未満	1棟	1人未満	1人未満	1人未満
	5	0棟	0棟	0人	0人	0人
	5.3	1棟未満	3棟	1人未満	1人未満	1人未満
石狩低地東縁断層帯 主部(北)・深さ3km	5.5	1棟未満	9棟	1人未満	1人未満	1人
	5.5	1棟未満	10棟	1人未満	1人未満	1人
	5.2	1棟未満	1棟未満	1人未満	1人未満	1人未満
	5	0棟	0棟	0人	0人	0人
石狩低地東縁断層帯 主部(南)・深さ3km	5.3	1棟未満	1棟	1人未満	1人未満	1人未満
	5.4	1棟未満	4棟	1人未満	1人未満	1人未満

地震名	震度	揺れによる建物被害		揺れによる人的被害		
		全壊棟数	半壊棟数	死者数	重傷者数	軽傷者数
石狩低地東縁断層帯 南部・深さ7km	5.8	2棟	42棟	1人未満	1人未満	7人
石狩低地東縁断層帯 南部・深さ7km	5.8	3棟	46棟	1人未満	1人未満	7人
	5.9	8棟	72棟	1人未満	1人	12人
	6.0	8棟	71棟	1人未満	1人	12人
黒松内低地断層帯	5.1	1棟未満	1棟未満	1人未満	1人未満	1人未満
	5.1	1棟未満	1棟未満	1人未満	1人未満	1人未満
	5.4	1棟未満	1棟未満	1人未満	1人未満	1人未満
函館平野西縁断層帯	4.8	1棟未満	1棟未満	0人	0人	0人
	4.8	1棟未満	1棟未満	0人	0人	0人
西札幌背斜に関連する断層	4.6	0棟	0棟	0人	0人	0人
月寒背斜に関連する断層	5.4	1棟未満	5棟	1人未満	1人未満	1人未満
野幌丘陵断層帯	5.4	1棟未満	5棟	1人未満	1人未満	1人未満
十勝沖の地震	5.8	1棟未満	20棟	1人未満	1人未満	3人
三陸沖北部の地震	5.8	6棟	67棟	1人未満	1人	10人
北海道北西沖	4.9	1棟未満	1棟未満	0人	0人	0人
	4.5	0棟	0棟	0人	0人	0人
北海道南西沖	5.7	1棟未満	32棟	1人未満	1人未満	4人
北海道留萌沖	5.6	1棟未満	29棟	1人未満	1人未満	4人
	5.7	1棟	37棟	1人未満	1人未満	5人

表3－3 気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 以上 5.0 未満
1	0.5 以上 1.5 未満	5 強	5.0 以上 5.5 未満
2	1.5 以上 2.5 未満	6 弱	5.5 以上 6.0 未満
3	2.5 以上 3.5 未満	6 強	6.0 以上 6.5 未満
4	3.5 以上 4.5 未満	7	6.5 以上

4 住宅・建築物の耐震化の状況

(1) 住宅・建築物の状況

令和5年10月現在の固定資産税台帳から、車庫、物置等の附属建築物を除いた白老町の総建物棟数は11,255棟です。そのうち、住宅は8,884棟（総建物戸数の78.93%）、非住宅は2,371棟（同21.07%）となっています。

住宅総数約8,884棟をみると、木造は約7,620棟（住宅総数の85.77%）、非木造は1,264棟（住宅総数の14.23%）となっています。

このうち、1982年（昭和57年）以降に建設された住宅棟数（昭和56年の新耐震基準施行以降に着手された住宅）は4,705棟、住宅総数の52.96%となります。

1981年以前に建設された住宅約4,179棟のうち、耐震性を有している建物を北海道耐震改修促進計画の令和2年度の実績値をもとに推計すると、3,593戸が耐震性を有していると推計され、合計すると8,298戸、総住宅戸数の93.40%が耐震性を有していると推計されます。

非住宅では、1982年以降に建設された建物は、1,131戸、総非住宅件数の47.70%となっています。

表4-1 構造別建築年次別件数（固定資産税台帳調べ）（令和5年現在）

		木 造				非 木 造			
		～1961	1962～ 1981	1982～	合 計	～1961	1962～ 1981	1982～	合 計
住宅	件数	156	3,078	4,386	7,620	120	825	319	1,264
	割合	73.58	89.50	90.79	89.84	53.57	53.43	31.74	45.58
	民間 戸建て	件数	156	3,063	4,278	119	800	273	1,192
		割合	100.0	99.51	97.54	99.17	96.97	85.58	94.30
	民間 共同建て	件数	0	14	104	1	10	27	38
		割合	0.00	0.45	2.37	0.83	1.21	8.46	3.01
	公共	件数	0	1	4	0	15	19	34
		割合	0.00	0.03	0.09	0.07	1.82	5.96	2.69
非住宅	件数	56	361	445	862	104	719	686	1,509
	割合	26.42	10.50	9.21	10.16	46.43	46.57	68.26	54.42
	公共	件数	7	44	35	19	190	62	271
		割合	12.50	12.19	7.87	9.98	18.27	26.43	17.96
合計	件数	212	3,439	4,831	8,482	224	1,544	1,005	2,773
	公共	件数	7	45	39	19	205	81	305
		割合	3.30	1.31	0.81	1.07	8.48	8.06	11.00

表4-2 住宅の耐震化の状況（令和5年現在）

	総数	1982年 以降 建築	1981年以前建築							
				耐震性 確認	耐震性有 推計値 (%)	耐震性有 推計戸数	耐震性 不十分	耐震工事 不能 (%)	耐震性を 有する	耐震化率 (%)
	A=B+C	B	C	D	E	F=(C-D)*E	G=C-D-F	H=G*10%	I=B+D+F	J=I/A
民間木造戸建て住宅	7,497	4,278	3,219	0	85.9%	2,765	454	45	7,043	93.94%
民間非木造戸建て住宅	1,192	273	919	0	85.9%	789	130	13	1,062	89.09%
民間木造共同住宅	118	104	14	0	95.7%	13	1	0	117	99.15%
民間非木造共同住宅	38	27	11	0	95.7%	11	0	0	38	100.00%
公共住宅	39	23	16	0	93.7%	15	1	0	38	97.44%
住宅合計	8,884	4,705	4,179			3,593	586	58	8,298	93.40%

表4-3 多数利用建築物一覧表（耐震改修促進法第14条）

用 途		多数利用建築物の 規模要件
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上（屋内 運動場の面積を含 む。）
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧車、映画館、演芸場		
集会所、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舍、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		

用 途	多数利用建築物の 規模要件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上 かつ 500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他 これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業 を営む店舗	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物 で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施 設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	

表4－4 白老町の特定建築物

番号	用 途	名 称	耐 震 状 況
1	学校	白老小学校	H26 改修工事済
2	学校	萩野小学校	R 4 改善済
3	学校	竹浦小学校	H28 改修工事済
4	学校	虎杖小学校	H22 改修済
5	学校	白老中学校	H27 改修工事済
6	学校	白翔中学校	H22 改修済
7	学校	白老東高等学校	
8	学校	民間建築物	
9	病院	町立病院	R 7 改築予定
10	病院	民間建築物	
11	病院	民間建築物	
12	社会福祉施設	民間建築物	
13	社会福祉施設	民間建築物	
14	社会福祉施設	民間建築物	

15	社会福祉施設	民間建築物	
16	社会福祉施設	総合福祉センター（いきいき４・６）	
17	ホテル・旅館等	民間建築物	
18	ホテル・旅館等	民間建築物	
19	賃貸共同住宅	民間建築物	
20	賃貸共同住宅	民間建築物	
21	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ａ棟）	
22	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ｂ棟）	
23	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ｃ棟）	
24	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ｄ棟）	
25	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ｅ棟）	
26	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ｆ１棟）	
27	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ｆ２棟）	
28	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ｇ棟）	
29	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ｔ１棟）	
30	賃貸共同住宅	町営住宅（美園団地中耐Ｔ２棟）	
31	賃貸共同住宅	町有一般住宅（サンコーポラス１号棟）	
32	賃貸共同住宅	町有一般住宅（サンコーポラス２号棟）	
33	博物館	国立アイヌ民族博物館	
34	その他	総合体育館	
35	その他	はまなすスポーツセンター	
36	その他	中央公民館	
37	店舗	民間建築物	

（２） 住宅・耐震化目標

本計画では、北海道耐震改修促進計画においては、令和７年度までに少なくとも９５％、多数利用建築物の耐震化率についておおむね解消することを目標にしています。

これを踏まえて、本計画期間内の令和９年度までに、住宅の耐震化率を９５％、多数利用建築物の耐震化率をおおむね解消することを目標とします。

令和９年度 耐震化率の目標		
住	宅：	９５％
多数利用建築物：		おおむね解消

5 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

(1) 耐震化促進に向けた各主体の役割

白老町における住宅・建築物の耐震改修を強力に推進していくためには、住宅や建築物の所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けて、行政の役割のほか、所有者及び建築関連事業者の役割を定めます。

① 地方公共団体の役割

住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の重要な責務であり、耐震診断・改修への支援や環境整備などに努めるとともに、所有者として耐震化に率先して取り組むこととします。

・北海道の役割（北海道耐震改修促進計画より）

北海道は、広域的・総合的な観点から、市町村と連携しながら耐震化促進に向けた普及啓発、環境整備等の施策を推進します。

・白老町の役割

白老町は、住民に最も身近な基礎自治体として即地的な観点から、地域の事情に応じた耐震化の推進に向けた普及啓発、環境整備等の施策を主体的かつ計画的に展開します。

② 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかの構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るように努めるものとします。

③ 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。

(2) 耐震化に向けた施策の基本的方向

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つを施策の基本方針とし、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の活用と、庁内や北海道との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

- ① 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- ② 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- ③ 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

施 策	施 策 の 内 容
(1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	① パンフレットやインターネットを活用した普及啓発 ② セミナー等の開催による普及啓発 ③ 地域における耐震化の取組の推進 ④ 地震防災マップの更新・公表の促進
(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	① 住宅の耐震化の促進 ② 住宅の建替・除却等の促進 ③ 多数利用建築物の耐震化の促進 ④ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進 ⑤ 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進 ⑥ 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進 ⑦ 公共建築物の耐震化の促進 ⑧ その他の地震時の安全対策の推進 ⑨ 耐震診断・改修に係る相談体制の充実
(3) 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	① 耐震診断・改修技術講習会の開催 ② 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

6 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

(1) 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する

啓発及び知識の普及

白老町は、住宅や建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について普及啓発を図ります。

① パンフレットやインターネットを活用した普及啓発

平成19年に北海道が作成した住宅・建築物の耐震化の促進に向けた一般向けのパンフレットや多数利用建築物の所有者向けのリーフレットについて、一般社団法人日本建築防災協会発行のパンフレットを建築関係団体と連携しながら相談窓口や住宅関連イベントなどを通じて配布するとともに、パンフレットの内容をホームページにも掲載し、耐震化の重要性などについての普及啓発に努めます。

また、北海道が運営するインターネットによる住まいに関するポータルサイト「きた住まいる」等を活用できるよう、所有者や建築技術者ニーズに対応した情報提供の充実に努めます。

<一般向けパンフレット>



<きた住まいる 北海道がおススメする住宅事業者の証>



さらに、耐震改修促進法では、建築物の耐震化を円滑に促進するため、耐震改修工事に係る容積率・建ぺい率の緩和などの各種認定制度を設けています。

白老町では、住宅や建築物の所有者に対して、これらの認定制度の内容の周知に努め、これらの制度をパンフレットやホームページ等に掲載して、情報提供に努めます。

＜耐震改修促進法の改正による各種認定制度＞

- ・耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和（法第17条）

所管行政庁から、耐震改修計画の認定を受けた建築物は、耐震改修で増築する場合は容積率・建ぺい率の特例措置が認められ、これまで床面積が増加することにより採用できない耐震改修工事の拡大を図ることが可能

- ・建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第22条）

所管行政庁から、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、広告等に耐震基準への適合認定を受けたことを表示することが可能

＜耐震基準適合認定表示制度＞



- ・区分所有建築物の議決要件の緩和（法第25条）

所管行政庁から、耐震改修を行なう必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）は、大規模な耐震改修を行おうとする場合の議決要件3/4以上から1/2超に緩和（建物の区分所有権に関する法律の特例）

② セミナー等の開催による普及啓発

北海道では、耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、地震防災セミナーが引き続き開催されていることから、広報紙やホームページ等により周知を図ります。

また、学校や地域で開催される防災学習会など防災教育の場において、北海道の防災担当部局と教育機関と連携して、建築物の耐震化に関する知識の普及に努めます。

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合わせて耐震改修が行われるよう、一般向けのリフォームセミナー等を活用して、所有者に対する耐震化の普及啓発を図ります。

③ 地域における耐震化の取組の推進

耐震化の取組は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として認識することに加え、地域の問題として捉え、地域防災対策の普及・啓発を推進していくことが効果的です。

町内会等は地域の災害対応において重要な役割を果たすとともに、平時においても、地震時の危険個所の点検、過去の地震被害の伝承、耐震化の啓発活動などへの取組が期待されます。

白老町は、地域に根ざした専門家、町内会、自主防災組織、特定非営利法人（NPO）等との連携を図り、地域単位の幅広い取組を支援する施策を講じることとし、住宅・建築物の耐震促進に向けたパンフレットなどの配布や必要な情報の提供などを通じて地域における様々な耐震化への取組を推進します。

④ 地震防災マップの更新・公表の促進

各地域において発生のおそれがある地震や発生時に想定される建築物被害等を住民の方々に伝え、注意を喚起することは、防災意識の高揚を図る上で重要です。

白老町防災マップは、住民に理解しやすく、身近で詳細な情報が示されており、白老町では地震防災マップのひとつである「揺れやすさマップ」を作成していることから、北海道と連携しマップの更新や公表の促進を図ります。

(2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

北海道及び白老町では、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や、耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

① 住宅の耐震化の促進

1) 住宅の耐震診断の促進

耐震診断は、所有者が耐震改修の必要性を判断する上で重要な調査であり、防災意識の向上や地震に対する不安解消に寄与します。

胆振総合振興局において実施している戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断の利用促進に向けて、ホームページにより、耐震診断技術者情報を提供するなどし、引き続き耐震診断の実施の促進に努めます。

戸建て住宅の無料耐震診断 問い合わせ先

振興局名・担当部局	所在地	連絡先（電話番号）
胆振総合振興局 建設指導課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9594

- ・ 対象住宅：2階建て以下・延べ面積 500 ㎡以下・申請者が当該戸建て住宅を所有又は居住していること。
- ・ 診断方法：「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人 日本建築防災協会）の一般診断法により、住宅の図面等で診断します。
- ・ 申し込み：あらかじめ耐震診断申込書を郵送又はFAX送信し、事前に受付を行ってください（白老町建設課へ持参していただいても構いません）。

2) 住宅の耐震改修の促進

北海道では、国の補助制度を活用して、耐震改修費用を補助する市町村に対する補助制度を設けています。

白老町においても、所有者の負担の軽減を図り、耐震化の促進を図るため耐震改修に対する補助制度の創設を検討します。

3) 所有者のニーズに合わせた耐震改修の促進

耐震改修の促進にあたっては、建築物のライフサイクルコストや所有者の高齢化など様々な現状を踏まえ、安価な耐震改修工事を提案していきます。

また、住まいのリフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行うなど、関連事業者と連携し耐震改修を促進します。

住宅の耐震化が早期に実現するよう、建築物の所有者のニーズに合わせ、必要な情報を提供します。

② 住宅の建替・除却等の促進

昭和56年以前の建築基準法の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された住宅は、耐震性が確保されていない場合もあり、建築後、少なくとも40年以上が経過し住宅自体の老朽化も進んでいます。

このため、耐震改修をする際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。

こうしたことを踏まえ、住宅の建替えの促進のほか、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅への住替えに伴う老朽化した既存住宅の除却の促進に取り組めます。

③ 多数利用建築物の耐震化の促進

白老町では学校・病院などの多数利用建築物について、耐震性能の向上について適切な措置を講じることができるよう、耐震化の状況などを記載する台帳を整備しています。

この台帳を活用しながら、多数利用建築物の耐震化の促進に努めるとともに、地震に対する安全性を確保するため耐震診断や耐震改修の必要があると認めるときは、その建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行ないます。

④ 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進

1) 概要

既存耐震不適格建築物であって、多数利用建築物のうち、病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物及び学校・老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物について、北海道では、耐震改修促進法に基づき耐震診断結果を公表しています。

用途	対象棟数	耐震性がある棟数
病院、診療所	24	9
ホテル、旅館	61	30
幼稚園、保育所、小中学校など	458	433
老人ホーム、福祉センターなど	6	6
その他（百貨店、物販店など）	134	73
	683	551

（令和2（2020）年度末現在 北海道耐震改修促進計画より）

2) 耐震改修の促進

北海道では、不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化を促進するとともに、所有者の負担軽減を図るため、国の補助制度を活用して、耐震改修費用を補助する市町村に対する補助制度や、所有者に対する融資制度を設けています。

白老町において当該補助制度を活用し、耐震化の促進を図るため耐震改修に対する補助制度の創設を検討します。

<民間大規模建築物耐震改修事業費補助金（道）>

耐震診断が義務化されている民間大規模建築物の耐震改修費用を補助する市町村に対する補助

① 補助率

市町村が所有者に補助する額（耐震改修に要する費用の100分の23を限度とする。）の2分の1以内とし、市町村が負担する額の2倍を上限とする。

② 限度額

50,300 円/㎡

<中小企業総合振興資金貸付金（道）>

耐震診断が義務化されている民間大規模建築物の耐震改修に取り組む観光事業者や百貨店などの中小企業向け融資

① 融資対象

耐震改修促進法で定める大規模建築物を所有する中小企業者又は観光事業者であって、国又は市町村の耐震改修補助制度を活用して、施設の耐震改修に取り組むもの

② 資金使途

設備資金（耐震改修に要する費用とし、実施設計を含む。）

③ 融資金額

16 億円以内

④ 融資期間

20 年以内（うち据置2年以内）

⑤ 融資利率

[固定利率] 3年以内 1.0%、5年以内 1.2%、7年以内 1.4%
20年以内 1.6%

[変動利率] 1.0%（融資期間が3年超えの場合に限る。）

3) 指導・助言等

所管行政庁である北海道と連携を図りながら、その建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第12条第1項の規定に基づき、耐震改修について必要な指導及び助言を行ないます。

そのほか、建築基準法に基づく定期報告制度や「建築物防災週間」など様々な取組を活用して所有者への働きかけを行います。

<多数利用建築物、不特定多数の者等が利用する建築物>

用 途		多数利用建築物 (法第14条)	不特定多数の 者等が利用す る建築物 (法第15条)	耐震診断義務 付け対象建築 物 (法附則第3 条)
学 校	小学校、中学校、中等教育学 校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場 の面積を含 む。)	階数2以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場 の面積を含 む。)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場 の面積を含 む。)
	上記以外の学校	階数3以上か つ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供される もの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳 場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他物品販 売業を営む店舗			階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、 寄宿舍、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類する もの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施 設、身体障害者福祉センターその 他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども 園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上

用 途	多数利用建築物 (法第14条)	不特定多数の 者等が利用す る建築物 (法第15条)	耐震診断義務 付け対象建築 物 (法附則第3 条)
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場所又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

⑤ 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

大規模な地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設など、その利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）のうち、旧耐震基準により建築され、地震に対する安全性が明らかでないものは、耐震診断を行なうとともに、耐震改修の促進を図る必要があります。

このため、次のとおり耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定して、当該建築物の耐震性の確保を図ります。

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定する。

耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第2条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの

また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

⑥ 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第1次から第3次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

この緊急輸送道路の沿道にある建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さなどを有するものは、北海道と連携して、建築物の所有者に対し、地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物であることを伝えるとともに、当該建築物の耐震診断の実施を促すこととし、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認めるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言等を行っていきます。

・ 避難路沿道建築物となる建築物高さの考え方

避難路沿道建築物は、地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物で、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物。

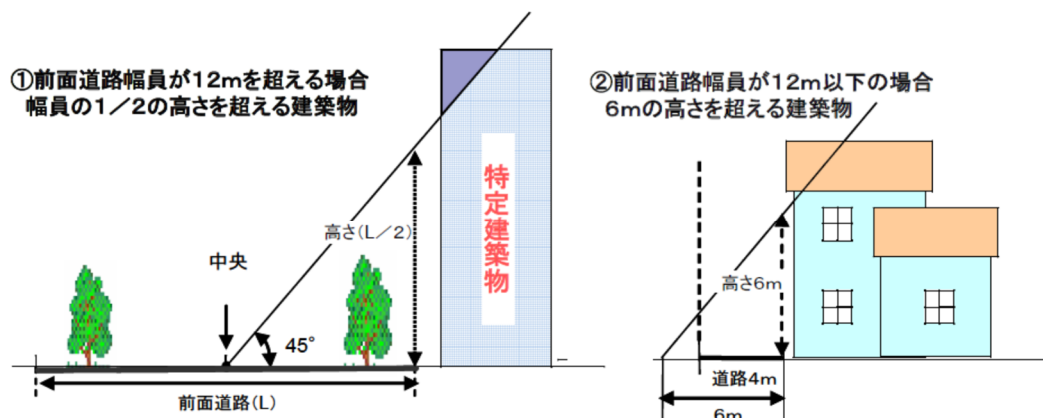


表4－5 北海道の緊急輸送道路

北海道の緊急輸送道路

・第1次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

・第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

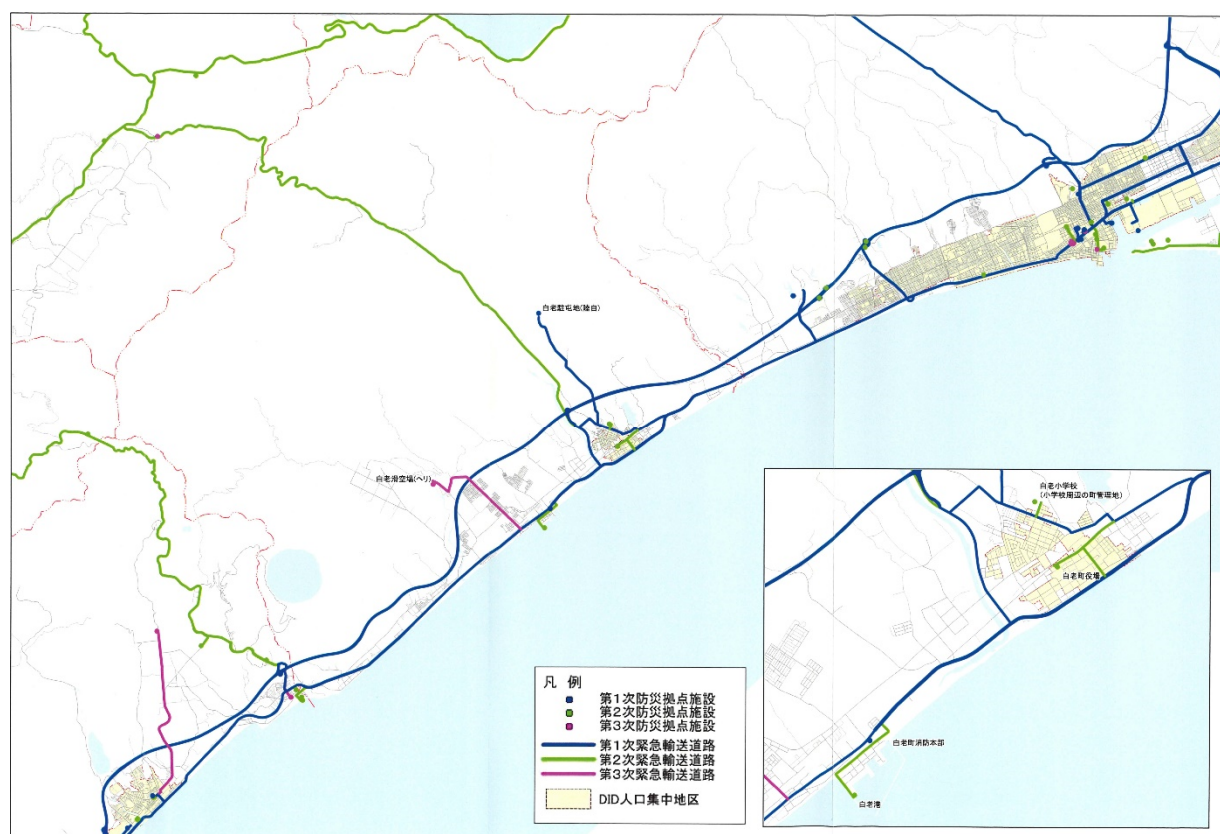
・第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

[北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）抜粋]

図4－6 白老町の地震時に通行を確保すべき道路

令和2年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図（5784：白老町）



⑦ 公共建築物の耐震化の促進

白老町が所有する多数利用公共建築物は、災害時に学校は避難所等として活用され、病院では負傷者の治療が、役場庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行なわれるなど、多数公共建築物が応急活動の拠点として活用されます。平常時の利用者の安全確保のほか、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、特に白老町地域防災計画に位置付けられた建築物の耐震化の整備が重要です。

このため、白老町においては、これらの建築物の耐震化に重点的に取り組むとともに、施設を利用する住民に対して耐震性能に関する周知に努める必要があることから、北海道と連携して耐震診断・改修の実施に向けた助言や働きかけなどを行ないます。

⑧ その他の地震時の安全対策の推進

地震発生時では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生していることから、北海道と白老町は、住宅・建築物の耐震化と合わせて、窓ガラス等の落下防止対策などの地震時の総合的な建築の安全対策を推進します。

1) 窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者に対して改善指導を行ないます。

2) 大規模空間の天井の脱落防止対策

平成15年の十勝沖地震では、空港のターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、さらに平成23年の東日本大震災では、体育館や劇場などの比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。これらの被害を踏まえ、北海道では国土交通省の基準等に基づき、道有施設や白老町の町有施設の対策を講じるとともに、建築基準法に基づく所有者による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導します。

3) エレベーター内の閉じ込め防止対策

近年、地震発生時において、多くのビルでエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、建築基準法に基づく所有者による定期検査において、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保を図るよう指導します。

4) ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、

建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行なうとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

⑨ 耐震診断・改修に係る相談体制の充実

耐震診断及び耐震改修に係る相談窓口を設置し、診断等に関する相談対応を行います。

また、一般社団法人北海道建築指導センターでは、技術相談・法律相談を行っており、一般社団法人北海道建築事務所協会においても、有料で現地調査も含めた技術相談を行なっているところであります。

今後も引き続き相談への対応をしていくとともに、ホームページ等で積極的な周知を行ない、白老町の相談窓口や建築関係団体の技術相談等との連携を図るように努めます。

(3) 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

適切な耐震診断及び耐震改修が行なわれるためには、建築士等が耐震診断等について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましいことから、北海道と連携を図りながら、関係団体の協力を得て、講習会等の開催などに努めます。

① 耐震診断・改修技術講習会の開催

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士や事業者が行なった詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要です。

北海道では、道内建築士等の技術の習得や資質の向上を図るため、耐震改修支援センター等の協力を得て、耐震診断・耐震改修技術講習会の開催に努めます。

また、北海道では、耐震診断などを実施しようとしている所有者等が、耐震診断等の講習会を受講した建築士等に簡単にアプローチできるよう、ホームページにおいて、受講者の名簿を公表していることから、広報紙やホームページ等を活用して町民への周知を図っていきます。

② 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

住宅・建築物の耐震改修を推進するためには、コスト削減や本道の気候風土に適した効果的な新工法や地震被害評価手法などの技術開発を図ることが必要です。

北海道では、これまでも地方独立行政法人北海道立総合研究機構北方建築総合研究所を中心に地震防災マップの作成手法に関する研究や断熱改修とあわせた外壁の耐震化工法の研究など、一定の成果を上げてきていますが、今後も、継続的にコスト削減や本道の気候風土に適した耐震化に関わる研究・技術開発を推進しています。

7 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

平成25年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課せられることとなりました。

このため、所管行政庁である北海道と連携を図りながら、周辺への影響など勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行ないます。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等については、その所有者が適切に耐震診断及び耐震改修について必要に応じた耐震改修を行なうよう努めなければならないものであり、行政としても耐震性能の向上について適切な措置をとるように指導・助言・指示を行なう必要性が高いものです。

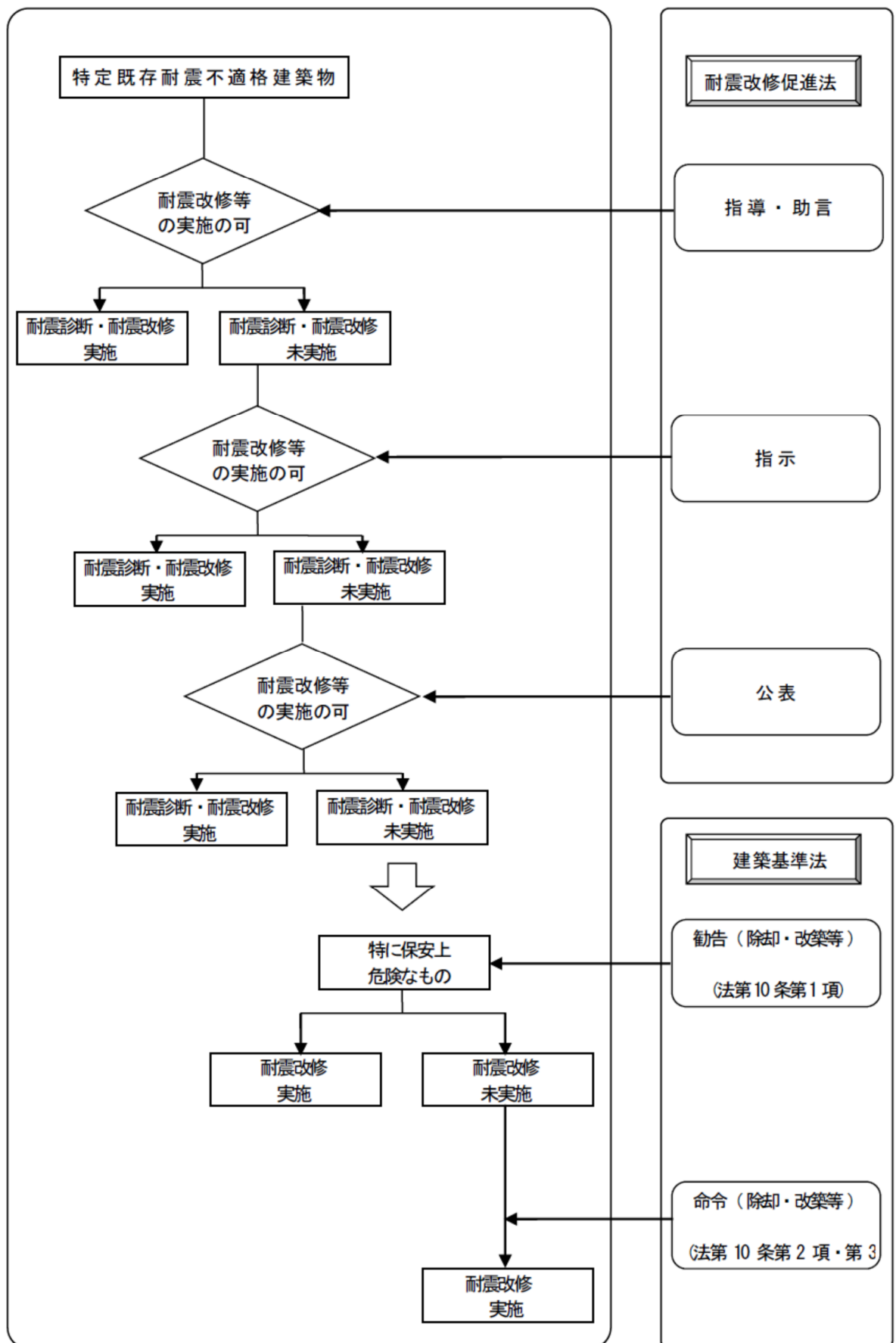
このため、所管行政庁である北海道と連携を図りながら、国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、建築物の所有者に対して指導・助言を行なうよう努めることとし、指導に従わないものに対しては必要な指示を行なうこととします。さらに正当な理由がなく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することとします。

(2) 建築基準法に基づく勧告又は命令

所管行政庁である北海道が、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言・指示等を行なったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁である北海道と連携を図りながら、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告を行なうとともに、その所有者が正当な理由もなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づく命令を行ないます。

また、所管行政庁である北海道と連携を図りながら、構造体力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに同条第3項の命令を行ないます。

＜建築基準法による勧告等の実施の流れ＞



8 計画の推進に関する事項

(1) 北海道耐震改修促進計画

耐震改修促進法では都道府県においても、耐震改修促進計画を定めることが義務とされており、平成 28 年 5 月に当該計画を策定しております。白老町においては、耐震改修促進法の改正及び北海道耐震改修促進計画の見直しの内容等を勘案しつつ、本計画の見直しを進めました。

白老町耐震改修促進計画には、白老町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、少なくとも、耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標や耐震化の促進を図るための施策、地域住民との連携等による普及啓発などを定めることとします。

なお、白老町耐震改修促進計画の策定に当たって、北海道から白老町や他の市町村に対し、揺れやすさマップ更新の基礎資料の提供及び支援を受けた場合は順次見直し作業を進めていきます。

(2) 市町村及び関係団体との連携

平成 18 年 3 月、北海道、市町村及び建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行なう場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」が設置されました。

今後、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体等の取組を連絡協議するため、当該会議に参加して、住宅・建築物の耐震化に向けて連携して取り組みを進めていきます。

(3) 白老町の計画推進体制

本計画の改定は、計画期間を令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とし、この間、社会情勢などの変化などに対応するためにも、担当部局とも日頃から連携できるような体制構築を図ります。

また本計画に基づき、町有施設をはじめとした公共建築物及び民間建築物の耐震化の着実な推進を図っていきます。